

船橋市一般廃棄物処理施設等整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設及びこれに関連する施設(以下「一般廃棄物処理施設等」という。)の整備に必要な資金を積み立てるため、船橋市一般廃棄物処理施設等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、一般廃棄物処理施設等の整備に要する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。